

中国語教育学会会報

第60号(通巻85号) 2021年9月5日発行

〒464-8601

愛知県名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院 人文学研究科
丸尾誠研究室内

中国語教育学会

Website <http://www.jacle.org/>

Email headoffice@jacle.org

郵便振替口座 00110-1-191152

目次

1. 第19回全国大会について
2. 2021年度第1回理事会報告
3. 2021年度会員総会報告
4. 『中国語教育』第20号の投稿募集について
5. 2021年度研究会開催報告
6. 会員の逝去について
7. 事務局からのお知らせとお願い
 - 7.1. 会員動向
 - 7.2. 会費納入状況、会費納入のお願い
 - 7.3. 退会および除籍について
 - 7.4. 登録情報の変更について
 - 7.5. 住所不明の会員

1. 第19回全国大会について

中国語教育学会第19回全国大会が2021年6月5日（土）および6日（日）の両日、オンラインで開催されました。

初日午前中には第1回編集委員会および第1回理事会が開催されました。午後は開会式に続き、中国で日本語教師として活躍されている笈川幸司氏による基調講演「日本語教育者から見たこれからの外国語教育」が行われました。その後、2つのシンポジウム「中国語教育と検定試験」（内田慶市氏）、「再考日本の中国語教育」（浅見忠仁、川井義大、轟木玲子、中西陸夫の各氏）が行われ、夕方からは会員総会が開催されました。総会では「中国語教育学会著作権規程」が投票による承認を経て、正式に制定される運びとなりました（施行は6月7日より）。大会2日目は6つの分科会に分かれ、午前午後あわせて15本の口頭発表が行われました。当日のプログラムについては学会HPをご覧ください。

今回の大会では295名の方から事前申し込みがありました。また8社に出版社オンライン即売会・相談会に参加していただきました。発表者、司会者の方々、参加して下さった会員の皆様、そして全国大会の準備にご尽力くださった第19回全国大会準備委員会の先生方に厚く御礼申し上げます。

2. 2021年度第1回理事会報告

2.1. 日時・場所・出席者（敬称略）

日時：2021年6月5日（土）午前10:30～12:30

方式：Zoomを使用したWeb会議

出席者：丸尾誠、三宅登之、山田眞一（著作権規定検討委員会委員長）、阿部慎太郎、植村麻紀子、加藤晴子、清原文代、佐々木勲人、謝平、西香織、氷野善寛、藤井達也、村上公一、長谷川賢（『中国語教育』20号（2021年度）編集委員会委員長）、中田聡美（デジタルリソース委員会委員長）、中村俊弘（第19回全国大会準備委員会委員長）

勝川裕子、趙宏剛、望月雄介（幹事）

欠席者：古川裕、鈴木慶夏、平井和之

2.2. 報告事項

2.2.1. 『中国語教育』第20号（2021年度）編集委員会

丸尾会長より、『中国語教育』第20号（2021年度）編集委員会の構成員が以下の通り決定したことが報告された。

長谷川賢（委員長）、藤井達也、紅粉芳恵、安本真弓、相原里美、杉江聡子、謝平、馮戦兵

2.2.2. 会員動向および会費納入状況

会員動向および会費納入状況が以下の通り報告された。

(1) 会員数（2021年5月15日現在）：計544名

（通常会員509名、名誉会員35名／個人会員525名、団体会員19名）

(2) 新入会員（2020年11月20日～2021年5月15日現在）：計17名（以下敬称略）

薛晨（名古屋大学・院）、潘瀟（熊本学園大学・院）、周云（九州国際大学、玄界高等学校・非）、梁辰（関西大学・院）、馬花力（大阪大学・院）、黄紅（名城大学付属高等学校・非）、秋山美香（関西大学・院）、花蕾（関西大学・院）、青木萌（長崎短期大学）、張可蓉（関西大学・院）、田代直己（岐阜聖徳学園大学・学部生）、神谷智幸（駒沢大学・非）、長坂泉（上海外国語大学・院）、池田晋（佛教大学）、劉楠（山梨英和大学）、中村蘭（八戸学院地域連携研究センター）、栗山雅央（西南学院大学）

(3) 退会届け提出者（2020年11月20日～2021年5月15日現在）：計6名

(4) 会費納入状況（2021年5月15日現在）：1,121,000円

2.2.3. 2020年度決算報告

2020年度の決算は本会報p.18の通りである。

2.2.4. 2021年度第1回編集委員会報告

長谷川委員長より、『中国語教育』第20号の編集スケジュールに関しては基本的に前年度を踏襲する予定であることが報告された。

2.2.5. デジタルリソース委員会報告

中田委員長より、学会ウェブサイトの更新作業および外部団体等からの掲載依頼の対応について報告がなされた。

2.2.6. 著作権規定検討委員会報告

山田委員長より、2021年3月6日（土）に開催された第4回著作権規定検討委員会および3月27日（土）に開催された第5回著作権規定検討委員会で協議された内容について報告がなされた。

2.2.7. 今年度研究会開催予定

阿部理事より、今年度研究会開催予定について報告がなされるとともに、イベントに関しては会員に募集をかける方針が示された。なお、開催方法に関しては、昨年度と同様にオンライン開催となる見込みである。

年間開催予定日

第1回：2021年8月28日（土）または8月29日（日）

第2回：2021年12月11日（土）または12月12日（日）

第3回：未定

※土日のいずれかは、発表者に希望を聞き決定

募集方法、内容

- ・ 研究発表、授業実践報告等
- ・ 学会HPで募集する（団体または個人）
- ・ 発表者は会員に限る（団体の場合、筆頭者一名以上の会員がいれば可）
- ・ 複数の応募があった場合、発表時期は発表者と協議する
- ・ 応募が少なかった場合、研究会委員で企画（講演、発表依頼）を考える
- ・ 事前に要旨を提出
- ・ 原則、全員採用とするが、複数の応募または発表内容により、お断りする可能性あり
- ・ 3回ともオンライン（Zoom）開催予定
- ・ 参加費無料

第1回 研究会

日時：2021年8月28日（土）または8月29日（日） オンライン（Zoom）

開催予定告知・募集：

- ①4月中旬 学会HPで開催日時の告知
- ②6月5日（土） 全国大会総会で告知後、HPにて募集開始
6月20日募集締め切り
- ③締め切り後、応募者と日程調整の上、正式に学会HPで日程を告知

研究会担当：阿部慎太郎、植村麻紀子、謝平、鈴木慶夏

2.2.8. 第20回（2022年度）全国大会について

丸尾会長より、第20回（2022年度）全国大会開催校および大会準備委員会の委員長が以下の通り内定したことが報告された。また、開催日および開催方法については、未定であることが報告された。

日時：未定（2022年5～7月ごろ）

場所：宮崎大学木花キャンパス（〒889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西1-1）

大会準備委員会：藤井久美子（委員長） 他の委員は人選中

2.2.9. 2021年度第2回理事会開催日

2021年度第2回理事会の開催日および開催方法が以下の通り決定した。

日時：2021年12月5日（日）13:30～16:30

方式：オンライン

なお、第2回編集委員会は、同日10:00～12:00にオンラインにて開催予定。

2.2.10. 対外交流の動きについて

2020年度第1回理事会以降から2021年度第1回理事会開催日までの対外交流について、学会誌の寄贈状況が丸尾会長より報告された。

・世界華語文教育学会（台湾）から雑誌『華語文教学研究』の「第17巻第2期 2020年6月発行」、「第17巻第3期 2020年9月発行」「第17巻第4期 2020年12月発行」「第18巻第1期 2021年3月発行」のべ4冊が寄贈されてきた。本学会からは4月上旬に世界華語文教育学会および韓国中国語教育学会に『中国語教育』第19号を送付した。

・2021年4月上旬に国立国会図書館に『中国語教育』第19号を2部納本した。

2.3. 審議事項

2.3.1. 『中国語教育』編集委員会関連事項

長谷川編集委員長より、『中国語教育』の投稿票およびテンプレートについて、下記の通り追加・変更の提案がなされ、審議の結果、承認された。

(1) 投稿票のチェックリスト変更案について

新たな項目として「学会ウェブサイトに掲載の最新の投稿規程と執筆要領に沿っている。」を現行の

チェックリストの最初に示すとともに、その項目の下に投稿規程および執筆要領のURLを併記する。また、チェックリスト末尾には、「キーワードは本文と同じ言語を用いている。」と「原稿の分量は全体で21枚以内となっている。」を追加する（後日、編集委員会での協議を経て、チェックリストの最後に「著作権規程に同意する。」という項目を追加することとなった）。

(2) テンプレートの修正について

現行のテンプレートでは禁則処理設定に不備があるため、編集委員会で具体的な修正事項の確認・修正を行い、今後、デジタルリソース委員会の確認を経た上で学会ウェブサイト上にアップする。

『中国語教育』 投稿票

投稿日	年 月 日
原稿種類	論文 ・ 実践報告 ・ 資料 ・ 書評
タイトル	
英文タイトル	
執筆者名	
執筆者名英文表記	
所 属	
頁 数	
(第1頁から最終頁まで)	
学会ウェブサイト上に 要旨を掲載する	可 不可
(筆頭執筆者の連絡先)	
住 所	
氏 名	
電 話	
ファクス	
E-mail	

【チェックリスト】

◆確認の上、□にチェックを入れてください

- 第三者の著作権を侵害していない。
- 他誌に発表済み、あるいは、投稿中の論文ではない。
- 筆頭執筆者が中国語教育学会の会員である。
- 本年度までの会費を納入済みである。
- 本文はA5判横書きで、30字×32行、余白を上下18mm、左右20mmとってある。
- 母語以外の言語で執筆した箇所は、母語話者の校閲を受けてある。
- 参考文献の記載方法は投稿規程に沿っている。

※チェックリスト変更案

新たな項目として、「学会ウェブサイトに掲載の最新の投稿規程と執筆要領に沿っている。」を最初に置き、最新の規程・要領をウェブサイトで確認するように促す。その上で、特に注意が必要なそれ以降の各項目についてチェックを行ってもらおう。最後に「キーワードは本文と同じ言語を用いている。」と「原稿の分量は全体で21枚以内となっている。」を追加する。

- 学会ウェブサイトに掲載の最新の投稿規程と執筆要領に沿っている。
- 第三者の著作権を侵害していない。
- 他誌に発表済み、あるいは、投稿中の論文ではない。
- 筆頭執筆者が中国語教育学会の会員である。
- 本年度までの会費を納入済みである。
- 本文はA5判横書きで、30字×32行、余白を上下18mm、左右20mmとってある。
- 母語以外の言語で執筆した箇所は、母語話者の校閲を受けてある。
- 参考文献の記載方法は投稿規程に沿っている。
- キーワードは本文と同じ言語を用いている。
- 原稿の分量は全体で21枚以内となっている。

(2) テンプレートの修正依頼について

テンプレートについて、編集委員会で具体的な修正事項の確認・修正を行い、デジタルリソース委員会の確認を経た上で学会ウェブサイト上にアップすることを提案する。

2.3.2. 『中国語教育』第20号依頼原稿について

長谷川委員長より、『中国語教育』第20号の依頼原稿（大会1日目の講演とシンポジウム）について、例年と同様、依頼する方向で考えているが、シンポジウムに関しては、原稿依頼をするか否か、依頼をする際はどのような形式で依頼をするのか等、今後、編集委員会で検討の上、決定する旨が提案され、審議の結果承認された。

2.3.3. Webページのアップデート作業及びWordPressとサーバーのバージョンアップによる不具合調整について

氷野委員より、中国語教育学会のWebページの稼働環境をセキュリティの脆弱性に対応する観点から最新バージョンに更新し、あわせてSSLの設定とテーマ（デザイン）のアップデート作業も実施したい旨、提案がなされた。具体的な作業工程としては、全国大会終了後から9月頃にかけて行い、技術的な観点からMLの自動登録システムを開発した業者に業務委託することが提案され、審議の結果、承認された。

2.3.4. 2021年度予算案

本会報のp.19に掲載の「2021年度予算案」が承認された。

2.3.5. 顧問の辞任について

2021年3月に佐藤富士雄先生から顧問を辞任したいという申し出があり、審議の結果、辞任が承認された。その後、佐藤先生の名誉会員への移行について審議し、承認された。なお、佐藤先生には2022年3月31日まで顧問を務めて頂く必要があり、その点については佐藤先生も了承済みであることが報告された。

2.3.6. 名誉会員について

丸尾会長より、名誉会員候補者に関して、2022年4月1日現在で条件を満たす下記5名の会員（顧問辞任が承認された佐藤富士雄先生を含む）が挙げられ、審議の結果、全員を名誉会員として会員総会で推薦することが決定された。

郭春貴、佐藤富士雄、中川千枝子、橋本幸枝、松本洋子（敬称略）

2.3.7. 著作権規程について

山田委員長より、中国語教育学会著作権規程（案）について、個々の条文を読み上げつつ、補足説明がなされた。

説明に先立ち、「著作権規定」ではなく「著作権規程」とするのが適切であるとの法律の専門家の指摘を受け、そのように変更したことが報告された。また、今回の著作権規程案作成の方向性として、①学会が著作権をもつ著作物は、論文・資料集・教材等、幅広く対象とすること、②著作者の利用を妨げないこと、③著作物の利用可否の判断に迷うことのないようにすることの3点が報告された。

第2条（2）における「共同創作者」については原案の通りとし、会員外の方に単独で講演や発表、原稿等を依頼する際には、事前に大会準備委員会委員長や研究会担当理事より著作権規程に関して承諾を依頼することが確認された。また、著作権規程の施行に伴い、投稿規程もあわせて修正が必要となる旨が指摘された。

なお、著作権規程の施行日については、会員総会の承認を得たうえで、翌日の6月7日施行とすることが決定された。著作権規程施行に伴う投稿規程の改正およびチェックリストの変更については、会誌投稿募集時に長谷川編集委員長よりMLで会員に周知される予定である。

2.3.7.1. 中国語教育学会著作権規程（案）

中国語教育学会著作権規程（案）

（目的）

第 1 条 本規程は、本学会に投稿される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

（定義）

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 本学会が発行する出版物への投稿に向け作成された原稿等

② 本学会の全国大会予稿集への投稿に向け作成された原稿等

③ 本学会のウェブサイト上への掲載に向け作成された資料集及び本学会の研究会等における発表に向け作成された資料等

(2) 共同創作者 本学会会員と共に本著作物を創作する者をいう。以下、本学会会員と共同創作者を合わせて「会員等」という。

(3) 本著作者 会員等であって、本著作物を創作する者をいう。

(4) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。

(5) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

（準拠法）

第 3 条 本著作者の国籍にかかわらず、本規程が定める事項は、日本国著作権法が定めるところにより処理するものとする。

（著作権の帰属）

第 4 条 本著作者が本著作物に関して有する本著作財産権は、それぞれ以下の時点をもって、本著作者から本学会に譲渡されたものとする。

(1) 第 2 条(1)①の本著作財産権については、本著作者が、本著作物の原稿を本学会事務局に送付した時点

(2) 第 2 条(1)②の本著作財産権については、本著作者が、全国大会予稿集執筆要領に基づき、本著作物の原稿を全国大会準備会に送付した時点

(3) 第 2 条(1)③の本著作財産権については、本著作者が、本著作財産権の本学会への譲渡を承諾した時点

2 前項の譲渡後は、当該本著作物に係る本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は第 1 項に基づく譲渡に先立ち、その旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。

4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外において無償で独占的に利用する権利を許諾するものとする。

5 第 1 項に基づき本著作者から本学会に譲渡された本著作財産権は、当該本著作財産権に係る本著作物が、本学会の出版物に掲載されないことが決定した時点（第 2 条第 1 号②に定める本著作物については、全国大会が開催されないことが決定した時点、及び本著作者が本学会に対し全国大会における発表を発表前に取り下げる意思表示をおこない本学会がこの取り下げを承諾した時点）をもって、本学会から本著作者に譲渡されたものとする。

（著作者人格権の不行使）

第 5 条 本著作者は、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物に関し、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

2 前項の規定は、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物に関し、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

3 本学会は、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物に関し二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

（著作者による著作物の利用）

第 6 条 本著作者は、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物に関し、当該本著作者が創作した本著作物を利用しようとする場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用に先立ち、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

2 本学会は、前項に基づく当該本著作物の利用の申請の目的が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、その申請を許諾する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記することを条件とする。

(1) 本著作者自身が、本著作物を学術的かつ営利を目的としない出版物等において利用する場合。ただし、本著作者が、本著作物の利用によって、その利用の目的を達するために必要な範囲の実費を得

たとしても、その一事をもって、営利を目的とする利用とはみなさない。

(2) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）

(3) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用

4 前項に基づき本著作物を利用する場合、本著作者は、本著作物の本学会が発行する出版物への掲載、本学会全国大会予稿集への掲載、本学会ウェブサイト上への掲載及び本学会の研究会等における発表の前後を問わず、本著作物を利用できるものとする。また、この場合、本著作者は、投稿前の原稿であるか、投稿後本学会から刊行等されたものであるかを問わず、いずれの版面によっても、本著作物を利用できるものとする。

（著作者による保証等）

第 7 条 本著作者は、本学会に対し、第 4 条第 1 項に基づいて本学会に譲渡する本著作財産権に係る本著作物が、①第三者の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

なお、本著作者は、第 4 条第 1 項に基づいて本学会に譲渡する本著作財産権に係る本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、その出典を明記する。

本条に違反したことが明らかになった場合、一切の責任は本著作者が負うものとする。

（二重譲渡の禁止）

第 8 条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

（紛争解決）

第 9 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作財産権が本学会に帰属する本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

2 本規程による一切の紛争の第 1 審専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

（協議）

第 10 条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

附則

本規程は、2022 年 4 月 1 日より施行する。

2.3.7.2. 中国語教育学会著作物利用申請書および中国語教育学会著作物利用許可書（案）

※1枚の用紙で、申請書、許可書を左右に配置させる体裁。

中国語教育学会著作物利用申請書（案）

申請年月日 年 月 日

1. 申請者

氏名（自署）：

会員番号（非会員の場合は空欄）：

メール：

住所：

2. 利用者（申請者と同一の場合は空欄）

氏名（自署）：

会員番号（非会員の場合は空欄）：

メール：

住所：

3. 利用著作物

著作者名：

著作物名：

掲載媒体（掲載誌名・号・年、掲載 Web ページの URL 等）：

利用する箇所：

4. 利用方法（チェックを入れて必要事項を記載してください。）

転載

転載先：

著者・编者：

出版社・出版予定日：

翻訳（第三者に翻訳を許諾する場合を含む。）

翻訳者：

掲載先：

出版社・出版予定日：

その他（利用方法を具体的に記してください。）

※本申請書に必要事項を記入の上、自署し、学会事務局宛郵送またはスキャンしてメールでお送りください。

中国語教育学会著作物利用許可書（案）

_____ 殿

左記の申請に基づき、利用を許可します。

年 月 日

中国語教育学会会長

3. 2021年度会員総会報告

3.1. 日時・方式

日時：2021年6月5日（土）17:15～18:15

方式：Zoomを使用したWeb会議

議長：清原文代

3.2. 審議事項

3.2.1. 2020年度決算報告

上記2.2.3.の決算報告が審議にかけられ、適切なものとして承認された。

3.2.2. 2021年度予算

上記2.3.4.の予算案が審議にかけられ、承認された。

3.3.3. 名誉会員の推薦

上記2.3.6.で推挙された郭春貴会員、佐藤富士雄会員、中川千枝子会員、橋本幸枝会員、松本洋子会員を名誉会員とする案が審議にかけられ、承認された。

3.2.4. 著作権規程について

上記2.3.7.の中国語教育学会著作権規程案が審議にかけられ、承認された。

3.3. 報告事項

3.3.1. 会員動向および会費納入状況

上記2.2.2.の内容が報告された。

3.3.2. 編集委員会報告

上記2.2.4.の内容が報告された。

3.3.3. デジタルリソース委員会報告

上記2.2.5.の内容が報告された。

3.3.4. 著作権規定検討委員会報告

上記2.2.6.の内容が報告された。

3.3.5. 2021年度研究会

上記2.2.7.の内容が報告された。

3.3.6. 第20回（2022年度）全国大会

上記2.2.8.の内容が報告された。

4. 『中国語教育』第20号の投稿募集について

『中国語教育』第20号の投稿受付期間は、2021年10月1日0:00から10月21日正午（日本時間）までです。

投稿は2021年9月30日までに2021年度までのすべての会費を納付済みの中国語教育学会会員に限ります。

投稿原稿の印刷原稿1部を、郵送または宅配便により中国語教育学会事務局（〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院 人文学研究科 丸尾誠研究室内）に送付してください。印刷原稿の提出期限は2021年10月21日（消印・受領印有効）とします。

あわせて印刷原稿と同じ内容のWordファイルおよび投稿票を『中国語教育』第20号編集委員会 contrib@jacle.org宛に10月21日正午（日本時間）までにメールの添付ファイルで提出してください。メールの遅配が生じた場合には、印刷原稿の消印・受付日によって判断します。

メール送信の際の件名と添付ファイルのファイル名は下記の通り指定されていますので、ご注意ください。

- ・メールの件名 (Subject) は「中国語教育投稿原稿20XX (「20XX」は投稿時の西暦年)」とする。
- ・添付する原稿ファイルのファイル名は「中国語教育投稿原稿執筆者名.doc」または「中国語教育投稿原稿執筆者名.docx」とする (原稿の題目をファイル名にしないこと)。
- ・添付する投稿票ファイルのファイル名は「subform.doc」から「中国語教育投稿票執筆者名.doc」に変更すること。
- ・上記ファイル名中の執筆者名は、日本漢字、全角平仮名、全角片仮名、半角英字のいずれでも可。共著の場合は代表執筆者名とする。

近年、投稿規程や執筆要領に違反した投稿が増えています。投稿前には必ず最新の投稿規程と執筆要領を下記の学会Webページでご確認の上、学会が提供するテンプレートファイルを使用して原稿と投稿票を作成してお送りください。

<http://www.jacle.org/contribution/>

5. 2021年度研究会開催報告

中国語教育学会2021年度 第1回研究会 (西日本・東日本 合同主催)

日時：2021年8月28日 (土)

開催方法：Zoomオンライン

12:30 Zoom meeting オープン

13:00-13:30 許挺傑 (大分県立芸術文化短期大学)

「中国語の発音指導期におけるブレンド型授業導入の実践報告

—対面授業・Zoom授業・ブレンド型授業の3者の比較から—

13:30-14:00 楊彩虹 (北海道大学)「オンラインにおける中国語作文授業の実践研究」

14:15-14:45 樂大維 (拓殖大学)

「臺灣籍華語講師在日本華語文教學上的實踐—以拓殖大學中文系為例—

14:45-15:15 蘇珏昀 (京都大学・院)「汉语的新兴语气词」

参加者数：53名

6. 会員の逝去について

本学会顧問であり、以前、会長を務められた荒川清秀氏 (愛知大学名誉教授) が2021年8月14日に逝去されました。ここに謹んでお知らせするとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

7. 事務局からのお知らせとお願い

7.1. 会員動向 (敬称略)

7.1.1. 会員数

計559名 (通常会員524名、名誉会員35名 / 個人会員538名、団体会員21名)

※2021年9月1日現在

7.1.2. 新入会員

計33名

潘瀟(熊本学園大学・院)、薛晨(名古屋大学・院)、周云(九州国際大学、玄界高等学校・非)、梁辰(関西大学・院)、馬花力(大阪大学・院)、黄紅(名城大学附属高等学校・非)、秋山美香(関西大学・院)、花蕾(関西大学・院)、青木萌(長崎短期大学)、張可蓉(関西大学・院)、田代直己(岐阜聖徳学園大学・学部)、神谷智幸(駒澤大学・非)、長坂泉(上海外国語大学・院)、栗山雅央(西南学院大学)、池田晋(佛教大学)、劉楠(山梨英和大学)、中村蘭(八戸学院地域連携研究センター)、孟醒(名古屋大学・院)、亜東書店、河原畑希久(立命館アジア太平洋大学・非)、王彤(東洋大学附属牛久高等学校・非)、佐々木盛海(株式会社ラーナーズハイ)、村田和弘(北陸大学)、張素娟(関西学院大学)、劉玕(北海商科大学)、李娜(立教大学・院)、林如(お茶の水女子大学・院)、林小燕(私立小中学校)、中田妙葉(東洋大学)、樊穎(城西大学)、舒志田(東洋大学・非)、郭悦欣(明治学院大学・非)、三宅真理(慶応外語・慶応義塾湘南藤沢高等部・非)

※2020年11月20日～2021年9月1日

7.2. 会費納入状況、会費納入のお願い

現在1,936,000円 ※2021年9月1日現在

会費未納の方はお早めに納入くださるようお願い申し上げます。特に4月に郵送した払込取扱票記載の金額が15,000円の方は、2021年9月30日までにご納入ください。2021年9月30日までに納入がない場合、会則第5条に基づき会員資格を失うことになります。

また『中国語教育』第20号へのご投稿をお考えの方は、2021年9月30日までに2021年度までの会費をすべて納入済みでないと投稿原稿が受理されませんのでご注意ください。

4月に郵送した払込取扱票を紛失された場合は、郵便局に備え付けの「払込取扱票」を使用して送金してください。

[口座記号-口座番号] 00110-1-191152

[加入者名] 中国語教育学会

7.3. 退会および除籍について

退会を希望される方は、当該年度までの会費をすべて納入した上で、学会サイトの「Web版会員名簿・変更手続き」(https://a-youme.jp/jacle/member2/login_do.php) にログインして退会手続きを取っていただきますようお願いいたします。

なお、会則第5条に基づき除籍になった会員は氏名が会報に掲載されますのでご注意ください(会報は学会Webサイトで公開)。退会届が受理された場合、退会者の氏名は掲載いたしません。

7.4. 登録情報の変更について

学会登録情報(住所・所属・メールアドレス等)の変更を希望される方は、年会費の払込取扱票に

変更内容を記載なさらず、学会サイトの「Web版会員名簿・変更手続き」にログインして、ご自身で変更していただきますようお願いいたします。

7.5. 住所不明の会員（敬称略）

下記の会員が住所不明で学会からの郵便物が返送されてきています。連絡先をご存知の方はあゆみコーポレーション内の事務局事務代行（support@jacle.org）までご連絡ください。

靳衛衛、神谷まり子、三枝茂人、韓雲冬、張筱平、孫徳坤、簡靖倫、王玉、劉光婷、王蓓淳、筒井紀美、王慧琴、丁伊勇、李偉、劉温雯、馬瑜瑶、李怡寧、張宏波、王其莉、王維亭

資料 1 2020年度会計決算書

中国語教育学会 2020 年度会計決算書

	収入		支出	
	2020 年度予算	2020 年度決算	2020 年度予算	2020 年度決算
会費	¥2,400,000	¥2,340,000		
事務委託費(郵送費を含む)			¥700,000	¥677,433
事務費(事務局)			¥60,000	¥24,974
郵送費(事務局)			¥25,000	¥14,194
振込手数料			¥15,000	¥4,240
会議費			¥50,000	¥0
旅費			¥300,000	¥0
全国大会開催費			¥150,000	¥112,678
研究会等開催費			¥100,000	¥5,193
著作権規定検討委員会活動費			¥150,000	¥77,000
会誌編集印刷費			¥650,000	¥491,700
会誌売上	¥50,000	¥98,000		
幹事手当			¥300,000	¥300,000
利子		¥43		
小計	¥2,450,000	¥2,438,043	¥2,500,000	¥1,707,412
前年度繰越金	¥5,689,425	¥5,689,425		
予備費/次年度繰越金			¥5,639,425	¥6,420,056
合計	¥8,139,425	¥8,127,468	¥8,139,425	¥8,127,468

監査の結果、経理内容は適切であり、会計諸表は的確に処理されていることを認めます。

2021 年 4 月 6 日

2020 年度会計監査

塩山 正純 

2020 年度会計監査

日下部 直美 

資料2 2021年度予算案

(単位：円)

	収入	支出
前年度繰越金	6,420,056	
会費	2,400,000	
事務委託費（郵送費を含む）		1,300,000
事務費（事務局）		60,000
郵送費（事務局）		25,000
振込手数料		15,000
会議費		30,000
旅費		150,000
全国大会開催費		400,000
研究会等開催費		100,000
著作権規定検討委員会活動費		100,000
会誌編集印刷費		650,000
会誌売上	50,000	
幹事手当		330,000
小計	8,870,056	3,160,000
予備費／次年度繰越金		5,710,056
合計	8,870,056	8,870,056